

**HARI** Question Bank

東洋医学シリーズ

クエスチオン  
バンク

医療概論  
法学・倫理学

蛭東洋医学研究所

## 目次

医療概論	3
法学	10
倫理学	15

※ページ番号はpdfファイルのページになります。

## 本書の使い方

- ✓ 左半分 穴埋め問題になっています
- ✓ 右半分 回答文になっています
- ✓ 右半分を隠して、左半分を見ながら、  
右側の内容が答えられるよう暗記しましょう

# 医療概論

# 13 医療概論

-①-

## ①日本の医療の現状と課題

( )中( )の元々率成内  
医療保健水準の( )( )と倫理  
医療費・GDP比( )・満足度( )

乳児,高齢者  
向上,長寿国  
低い,低い

## ②日本医療の特徴(人口あたり)

人口増加率,平均在院日数  
外来診察回数,臨床医師数  
女性医師,医療費,医師数,看護職員

多い,多い  
多い,少ない  
少ない,低い,少ない

## ③医療従事者の数と役割

医師,看護師の人口  
123  
45

1.看護師,准看護師, 2.医師, 3.薬剤師  
4.麻酔科,放射線科, 5.歯科衛生士  
医師10人, 看護師10人, 医師20人8人20人

## ④医師不足の理由

( )成り, ( )増え, ( )減少  
( )減少, ( )減少  
( )と( )の減少(増え)の増え  
医師の数は昭和60年代( ), 61年以降( )  
医師の数は( )増え, 2008年入学生数( )  
看護師, 薬剤師, 歯科医師, 助産師

地域差, 西日本, 東日本  
都庁部, 地方  
外科, 産婦人科(都庁部)  
医学部の定員増と関係, 新規参入医師削減  
減少, 増加(減少)  
増加, 増加, 増加, 増加(減少), 1992年増加

## ⑤医療施設・病床

病床( )人以上の施設  
病床( ), 一般診療科( )120  
無床診療, 有床診療

20人  
減少, 増え  
増加, 減少

## ⑥平均在院日数の理由

病床数HAの( ), 特( )増え  
在院日数減少の理由( )と( )

減少, 精神病床数  
精神疾患と療養病床

## ⑦国民医療費の保険料負担

国民医療費の保険料負担( )の増加  
負担( )120, 国民所得の伸び( )  
65才以上の65才未満の( )倍, 65才以上  
傷病分類( )倍

傷病の治療  
①妊婦分娩, ②健康診断, ③売薬  
増加, 上回, 2000  
4倍, 7/10  
①循環器, ②新生物 ③筋骨格系



医療費の増大の原因 20

① 30

② 30

対策 40

① 需要の増大 ② 供給の増大

① 人口高齢化, ② 高度医療への需要, ③ 生活習慣病増加

① 医療機関・医師の増加, ② 診療の精密化, 高度化

③ 過剰診療 (本来は私的なもの)

① 健康501運動, 予防医学, ② 市町村の一元化

③ 医療機関制度改革, ④ 適正な医療の実施

3

医療保険

国民の〇, 市町村の〇

特徴の加入, 〇と〇との区別〇〇〇〇〇〇

超過医療費の支給, 自給給付の支給

種類 20

① 国民の〇保険, ② 〇と〇との〇〇〇〇〇〇

後期高齢者医療制度 〇〇〇〇〇〇, 〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇負担, 財政の〇〇〇〇〇〇, 〇〇〇〇〇〇〇〇

法律による公費負担 〇〇〇〇〇〇

介護保険制度, 保険者: 〇〇〇〇〇〇, 〇〇〇〇〇〇

利用者の負担 〇〇〇

医師, 看護師の資格, 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

中医師の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

医療機関の別業は 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

医療機関以外の各種と関係 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

① の支給の条件 疾患, 〇〇 〇〇 〇〇

① 以前は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

地域保険の 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業の新規保険組合の 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

下町の 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

福岡の地域保健と 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

医師の数の 2年前と比較 〇〇〇〇〇〇

全国平均 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

被保険者, 保険者

強制, 医療機関, 現物給付, 一部負担金

高額療養費, 復病手当金

① 被用者保険, ② 国民健康保険

① 健康保険, ② 市町村, 地方法保

25才, 都道府県単位の広域連合, 保険料

1割負担, 公費, 4割, 1割

生活保護法, 現物支給

市町村, 65才以上, 40才以上

1割

3年, 国家試験, 厚生労働大臣

業務独占資格, 開業権, 医師

6年

療養の給付, 混合診療

① 療養費

神経痛, 同意書提出の取消, 併給の禁止

増加, 大々

国民健康保険, 高齢者

医療費

費用対効果, 保険適用

平均寿命

増加した

都府県の中で, 地域格差は大々









# 医療概論

③

① 日本 ① 任利の 1170 ② 比由 ③ 任利  
吳の ④ 本草と ⑤ 和 ⑥ ⑦

5 世紀: 3 朝鮮半島と經由 17 大陸医学の任利  
知然, 明堂図, 鍼灸書

④ 飛鳥時代 初の医学制度, 針師の地位 ⑤ ⑥ ⑦  
7 世紀

医疾令, 外科治療

④ 奈良時代 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿  
8 世紀

金監真, 僧医

④ 平安時代 丹波康賴・著, ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿  
9~12 世紀 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

医心方, 灸治療  
外科

④ 鎌倉-南北朝 旧来の ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿  
13~14 世紀

唐医学, 宗元医学

④ 室町-江戸 日本医学中興の祖 人名 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿  
14~17 世紀

曲直瀬道三, 十四経發揮  
仙教的な身体感

④ 流派 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① 吉田流, ② 匹地流, ③ 雲海工法  
④ 入江流, ⑤ 杉山流, ⑥ 扁鹊新流  
⑦ 徳本为賀流, ⑧ 夢分流, ⑨ 御園流  
吉田意休, 腑穴, 負利鍼  
入江親明, 杉山和一, 多様な鍼法  
夢分流, 打鍼法, 鍼道秘訣集, 御園意斎  
腹部に腸腑を配列して打針治療, 治療の場を全了  
杉山和一, 管鍼法, 杉山流三部書

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿  
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿  
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿  
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④ 簡便に実用者普及 17 世紀

名田利斎 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

鍼灸要法, 十四経發揮, 経穴の主治の記載

国本一抱 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

鍼灸抜粋大成, 経穴の身体部位列, 経絡

④ 本柳正堂 本 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿  
三書

鍼灸逢原記, 部位列, 経絡, 是病所生  
経絡経穴の図の部分



② 江戸時代の 徳川幕府の 権威、医書の 影響  
 東洋医学の 16世紀の 発展に 対応して  
 江戸時代 17世紀 18世紀 19世紀 20世紀

③ 元禄時代の 影響強い 漢学、蘭学 が 興起

④ ①の 医師 蘭学 の 医説と 形成  
 後藤良山 の 説を 語り、山陽東洋書 刊行  
 ① 蘭学 の 普及

⑤ 幕府が 蘭学を 奨励 蘭学が 出た  
 古方派の 原素 蘭学が 普及した  
 山陽東門は 三稜針で 蘭学が 行われた

⑥ ①を中心として 活躍、素問論、素問政理 の 著述  
 江戸時代 蘭学 鍼灸説の 普及

⑦ 明治福澤諭吉の 思想、教育の 改革を 促した

⑧ 医療制度 改革 大改訂 東洋医学の 普及

⑨ 西洋医学 国産化: 海軍 衛生 鍼灸 治療  
 古典の 復古運動 の 中心、澤田健 の 著述  
 鍼灸教育 1911年 規則  
 教科書 古典 2巻 2巻 1巻 1巻  
 1945GHQ の 整理

⑩ 1947年 成立 1988年 改訂  
 現代の 鍼灸、有種桂 の 著述  
 2. 1971年 鍼灸 治療  
 3. 1971年 鍼灸  
 4. 1971年 鍼灸 50%

鎖国政策、明代医書

16世紀後半、3-10.11  
管鋌、江鋌

儒学、古方派、儒医

① 吉益東洞、日本独自  
一气陷滞説、蔵志  
石病一毒説

儒学教育、考証学派  
菅沼周桂、鍼灸則  
刺絡

江戸医学館、多岐元簡、森立之  
石坂宗哲

近代西洋思想、学制

医制、民間医療、不刊医学 (西洋医学)  
石川日出鶴丸

柳谷素靈、澤田流 大極療法  
鍼術灸術 取捨規則  
 1940年、柳谷素靈

鍼灸 処方 禁止

処方 制限 2巻 2巻 2巻 2巻  
西洋医学 の 科学的  
 古典、経路治療

中医学  
折衷 50%

法学



# 法学 ①

④ 法の国家の規範作用の強制力、命令規範、制裁規範  
 他社会規範と異なる点

国家による強制力

⑤ 民法の法律行為、⑥ 行政法の救済行為

国家による強制力

強硬法規(強制力条件)、裁判訴訟

④ 法体系 ① → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥ → ⑦ → ⑧

日本国憲法、法律、政令、府令、省令、規則、各規則、規則

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

最高法規性、国会、内閣、内閣府、大臣、各大臣、知事、市長、町長、村長

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

刑罰、同格命令

解決: ②, ③, ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

あまの法、あまの法施行令、あまの法施行規則

法律の制定と再度審判院の命令の執行

3分の2、衆議院の優越

法律の執行と投票率の内容

委任

⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

自治立法、国家間、約束事、公文法

④ 法の二つ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

成文法、不文法、罪刑法定主義

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

慣習法、判例法、条理

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

先例、法的効力、判決の先例性、初歩の道理、民事裁判

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

あまの法、民法、商法、私人間の関係(国206)

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

特別法

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

17条、1条

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

医師、薬剤師、助産師

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

7条の2、50万円、報告罪

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

ごまかし、一相対的決定(引用の原則)

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

有権解釈、学説

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

1978年、WHO、PIL2-29宣言

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

医療従事者の努力義務

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

医療保護主義、医療父権主義、117-ナリス法

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

構成要件、違法性、有责性、行為性

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

違法性阻却事由、1 正当行為、正当防衛、緊急避難

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

具体的患者談、認知症状の提供、認知症状の決定と承認

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

自己の理解(自己の言葉)

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

リスナ宣言、認知自由、自己決定、任意付与

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

信託関係、インフォームドコンセント

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① 学校差別的施設と平等対比 } 積極的要件

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

② 国家試験合格対比

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ 経済的支援(医師法、新卒法、某例法) → 前科の要件

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④ 相対的(心身障害、解雇補償中、有罪判決、犯罪不行表)

④ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

死刑、懲役、禁錮、罰金











②は○の医療提供外、○科以上受

・○病院の名称の廃止等

○医療事故の○○○罰○懲罰、○を含む  
裁判で過去に認定されたこと①と例刑罰の適用

①は○の場合、○の結果は、○の  
行為の結果の罰○罰○罰○罰

○業務上過失致死傷の罰則

○3つの責任の同一性 ○責任の  
罰

高度の医療、10科 ← 高度の科を特定して  
総合病院。

患者、医療従事者、飲食業者の安全確保、医療過誤  
不可抗力 (act of God)

結果予見可能性、結果回避義務  
因果関係

5年以下の懲役、100万円以下の罰金

刑事責任、行政処分、民事責任  
罰金、懲役、業務停止 損害賠償

30F

50F

30F  
[20F]

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

30F

施行政の措置が不適当、衛生上の措置が適切でない場合  
消毒義務 怠ると 13-8

医師の同意(脱臼)の指示の施行(20F) 13-8

施行政の名称の罰則違反 104-1

業務停止期間中の業務 13-8

広告の罰則違反 7

都道府県知事への報告(包)の違反の報告 10-1 → 13-8-6

施行政の休所制限、警告改善措置の命令/命令違反 13-8-1

都道府県知事の指示に違反したと 13-8

施行政の開設、変更、休止、再開、廃止届出の違反 13-8-5

施行政の備置物の検査拒否、怠り 9-5 → 13-8-6

○、○の○の行為(34以下) 17

政令又は授与の目的に罰則(34以下の懲役) 19

5F

3F

5F以上

10F以上

30F以上

13) 之の罰則免除、他の罰則に併用 1 → 13-7

14) 20Fの医療提供行為に違反、業務違反 12 → 13-7

15) 20Fの医療提供行為に違反 7-2 → 13-7

16) 20Fの医療提供行為に違反 1 → 13-8

視覚障害者 20F以上 20F以上

学校・養育施設の修業年限、視覚障害者 20F以上

突見視覚評定の返納、取消処分 20F以上

施行政の開設、廃止、休止、再開、20F以上の変更(13-8)

① 失効の消除、申請、② 業務停止の申請(本報記者の注、見逃しの注)



# 倫理学

# 倫理学

倫理とは ○ ありと ○ あり	善悪, 正不正あはる価値
倫理学は ○ + ○ 260 ○ 260	守. 教 + 小慣習 260 哲学
考え入り, ○ 260 260 の時, 260 260	共有 260 価値
認めらるる 260 260 の 260 260	自覚的 260 260,
○ の ○ に答 260 260 260 260	死を望む 260 260 260 260
尊敬 260 260 260	自覚的 260 260 260 260
QOL の 260 260 260	260 260 260.
脳死 260 260 260 260	不可逆的 260 260
臓器 260 260 260 260	1997年. 2009年
111322 宣言 260 260 260	自覚的 260 260 260 260
医師 = 患者 260 260 260	109-111322, 父権 260 260
260 260 ( 260, 260 ) 260 260	患者 260 260 260 260
インフォームド コンセント 260	患者 260 260 260 260 260
ドナ - 111 ( 260 ) 260 260 260	体細胞 260 260 260
守 260 260 260 260 260 260	自覚的 260 260 260 260 260
患者 260 260 260 260 260 260	信頼 260 260 260
患者 260 260 260 260 260 260	自律性 ( 260 260 260 260 )
260 260 260 260 260 260	111322 260 260 260 260 260
260 260 260 260 260 260	260
260 260 ( 260 ) 260 260 260	自己 260 260
260 260 260 260 260 260	社会的
260 260 260 260 260 260	媒体
260 260 260 260 260 260	111322 ( 260 260 )
260 260 260 260 260 260	学 260 260
260 260 260 260 260 260	260, 260, 260, 260, 260
260 260 260	111322 260 260

本書の一部あるいは全部を、無断で複製、転載すること、インターネットで掲載することは、著作権者および出版社の権利の侵害となります。

あらかじめ許諾をお求めください。

本書を無断で複製する行為（コピー、スキャンなど）は、「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き、禁じられています。

また、複写物やスキャンデータを他者へ譲渡・販売することも違法となります。

## 東洋医学シリーズ クエスチョンバンク

発行者 大塚 信之

発行所 蛸東洋医学研究所

**HARI** Hotal Ancient-medicine Research Institute

住所 大阪府豊中市蛸池中町

<http://otsuka.holding.jp/HARI/>

E-mail : [hari@otsuka.holding.jp](mailto:hari@otsuka.holding.jp)

---

Printed in Japan ©2020 東洋医学研究所